

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

令和8年度ジオパーク次世代育成事業 一式

#### (2) 業務の内容

詳細は、令和8年度ジオパーク次世代育成事業委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）  
のとおりとする。

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月25日まで

#### (4) 予算額

金2,816,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 単独企業に関する資格及び条件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。
- ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- カ 本件調達の公告に示した業務を委託期間内に確実に履行できる者であること。
- キ 本プロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。
- ク 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

#### (2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ア 各構成員が（1）アからオ、キ、クのすべてに該当すること
- イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」

- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること
- オ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること
  - (ア) 目的
  - (イ) 名称
  - (ウ) 事業所の所在地
  - (エ) 成立および解散の時期
  - (オ) 構成員の住所及び名称
  - (カ) 代表者の名称
  - (キ) 代表者の権限
  - (ク) 構成員の出資の割合
  - (ケ) 運営委員会
  - (コ) 構成員の責任
  - (サ) 取引金融機関
  - (シ) 決算
  - (ス) 利益金の配当の割合
  - (セ) 欠損金の負担の割合
  - (ソ) 権利義務の譲渡の制限
  - (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
  - (チ) 構成員の除名
  - (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
  - (テ) 代表者の変更
  - (ト) 解散後の契約不適合責任
  - (ナ) 解散後の著作権
  - (ニ) 協定書に定めのない事項

### 3 審査会の設置

- (1) 審査会の名称  
令和8年度ジオパーク次世代育成事業委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）
- (2) 構成人数  
審査委員の数は3名とする。

### 4 評価方法

企画提案書等の評価は、審査会において、別紙「令和8年度ジオパーク次世代育成事業委託プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき行う。

- (1) 各審査委員が、審査項目について評価採点し、その点数を合計することにより提案者の得点を算出、最も得点の高い者を最優秀提案者として選定する。

- (2) 審査委員3名の合計点が同点であった場合は、見積書の金額等も考慮した上で、審査委員の協議により決定するものとする。

## 5 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、令和8年4月上旬を目処に提案者全員に文書で通知する。
- (2) 通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 6 募集方法

実施要領等の交付については、次のとおりとする。

### (1) 交付方法

この実施要領を、令和8年2月25日(水)から同年3月13日(金)までの間鳥取県生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/sougoutoukatsu/>) に掲載する。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

### (2) 交付期間及び交付時間

令和8年2月25日(水)から同年3月13日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

### (3) 交付場所

鳥取県生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

所在地 〒681-0001 鳥取県岩美郡岩美町牧谷 1794-4

電話番号 0857-72-8988

電子メール sanin-geopark@pref.tottori.lg.jp

### (4) 交付資料

- ・調達公告
- ・令和8年度ジオパーク次世代育成事業委託プロポーザル実施要領
- ・令和8年度ジオパーク次世代育成事業委託仕様書
- ・様式第1号～第5号
- ・令和8年度ジオパーク次世代育成事業委託プロポーザル審査要領

## 7 応募手続

### (1) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒681-0001 鳥取県岩美郡岩美町牧谷 1794-4

鳥取県生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

電話 0857-72-8988

電子メール sanin-geopark@pref.tottori.lg.jp

### (2) 参加の表明

本プロポーザルに参加を表明する者は、あらかじめ(1)の場所へ電話連絡の上、令和8年3月13日(金)

午後5時15分までに、実施要領4(2)①から④をとって電子申請サービス ([https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=20018](https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20018)) から提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、(2)の参加申込書提出の後、実施要領に基づき、企画提案書等を作成し、令和8年3月19日(木)午後5時15分までにとって電子申請サービス ([https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=20018](https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20018)) から提出すること。なお、郵便等による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務の内書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により提出期限までに必着のものとし、併せて(1)の場所に電話連絡すること。

(4) 企画提案書等の無効

2の参加資格要件を満たさない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は無効とする。

(5) 提案者の失格

3の(2)の審査委員又はその予定者に対し、本プロポーザルに関し働きかけを行った者は失格とする。また、見積価格が予算額を超えた場合も失格とする。

(6) 著作権の取扱

- ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても、提案者に帰属するものとする。
- イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。
- ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出された書類はいかなる場合でも返却しない。
- イ 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出すること。また、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
- ウ 企画提案書等の作成、応募等に要する経費は、提案者の負担とする。

(8) 企画提案書等の作成に関する質疑応答

- ア 企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、令和8年3月4日(水)午後5時15分までに(1)の場所へ電子メールにより提出すること。(任意様式)
- イ 電子メール以外での質問は受け付けない。
- ウ 質問及び質問に対する回答については、令和8年3月11日(水)までに鳥取県生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/sanin-geopark/>) で公開する。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所

企画提案書等の内容について審査を行うため、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。

- ア 令和8年3月25日(水)(予定)(開催場所、開始時間は別途通知する。)

イ プレゼンテーションは一人につき 30 分程度とし、企画提案書の説明を 15 分以内（厳守）、質疑応答を 15 分程度とする。

## (2) 参加資格

ア 7 の (2) により本プロポーザルへの参加を表明した者。

イ 2 の参加資格要件を満たす者であって、7 の (4) の企画提案書等の無効要件に該当しない企画提案書等を提出し、かつ 7 の (5) の提案者の失格要件に該当しない者とする。

## (3) 参加経費

本プロポーザルへの参加に係る経費は、提案者の負担とする。

## (4) その他

ア 企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

イ 説明資料は、提出した企画提案書によるものとし、プレゼンテーション動画やサンプル映像などを表示させることも可とする。

ウ その他、プレゼンテーションの実施に係る詳細については、必要に応じて 7 の (1) が連絡する。

## 9 契約の締結

4 により最優秀提案者として選定された者と契約締結について協議を行った上で、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、審査会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

## 10 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 11 スケジュール

- |                                    |                |
|------------------------------------|----------------|
| (1) 令和 8 年 2 月 25 日（水）             | プロポーザル公募開始     |
| (2) 令和 8 年 3 月 4 日（水） 午後 5 時 15 分  | 質問事項提出期限       |
| (3) 令和 8 年 3 月 11 日（水）             | 質問事項に対する回答期限   |
| (4) 令和 8 年 3 月 13 日（金） 午後 5 時 15 分 | 参加申込提出期限       |
| (5) 令和 8 年 3 月 19 日（木） 午後 5 時 15 分 | 企画提案書等の提出期限    |
| (6) 令和 8 年 3 月 25 日（水）（予定）         | プレゼンテーションの実施   |
| (7) 令和 8 年 4 月上旬                   | 審査結果の通知、契約協議開始 |

## 12 その他

### (1) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
  - （ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - （イ）暴力団員を雇用すること。
  - （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - （エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - （オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - （キ）暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（2）その他

- ア 詳細は、実施要領による。
- イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わない。